

令和9年度

保育園・認定こども園等利用（保育認定）のご案内

※2号・3号認定



▽この案内の保育園・認定こども園等とは

- ①保育園 ②認定こども園（保育認定） ③小規模保育事業 ④家庭的保育事業
⑤事業所内保育事業（地域枠） 等の園

※③④⑤は「地域型保育事業」に分類されます

▽この案内の対象は下表の太枠の児童となります。

対象となる子ども		認定区分		利用できる主な園
満3歳未満	保護者の労働や 疾病等により、 保育を必要とする 就学前の子ども	3号認定	保育認定	・ 保育園（①） ・ 認定こども園（保育認定枠）（②） ・ 地域型保育事業（③、④、⑤）
満3歳以上		2号認定	保育認定	・ 保育園（①） ・ 認定こども園（保育認定枠）（②）
満3歳以上	満3歳以上で 就学前の子ども （2号認定を除く）	1号認定	教育認定	・ 認定こども園（教育認定枠） ・ 幼稚園（給付制度対象園のみ）

※利用申請の前に、希望する園の事前見学をおすすめしています（詳細は3ページをご覧ください）

▽下記利用の入園についての問い合わせ先

- ・ 公立認定こども園の日中の教育時間帯利用（教育認定）⇒ 園のある区のこども家庭課
 - ・ 私立認定こども園の日中の教育時間帯利用（教育認定）
 - ・ 事業所内保育事業の従業員枠の利用
- } 利用を希望される園

も く じ



1	利用対象となる方	P. 1
2	保育の必要性の認定について	P. 1～3
	(1) 認定制度とは	
	(2) 教育・保育給付認定の種類	
	(3) 保育の必要量に応じた区分(利用できる時間)	
3	利用申請・受付期間について	P. 3～4
	(1) 利用申請の流れ	
	(2) 申請方法と受付期間	
	(3) 申請書類提出時の注意事項	
	(4) 認定こども園の1号認定(教育認定枠)利用の申込みについて	
4	利用申請、教育・保育給付認定の申請に必要な書類	P. 5～7
	(1) 保育することが困難な状況を確認するための書類	
	(2) マイナンバー(個人番号)申告書及びマイナンバー記載による確認書類	
	(3) その他状況に応じて必要な書類	
5	申請される際の注意事項	P. 8～9
	(1) 地域型保育事業の受け入れ	
	(2) 利用開始日	
	(3) 育児休業中の方の利用申請	
	(4) 保育園・認定こども園等への事前見学について	
	(5) 個別に配慮が必要な可能性のある児童の面接について	
	(6) 障害児(要配慮)保育希望の方について	
	(7) 医療的ケアを必要とされる方について	
6	広域利用を希望する方	P. 9～10
	(1) 千葉市に住民登録のある方が市外の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合	
	(2) 千葉市外に住民登録のある方が千葉市の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合 (転入予定を除く)	
7	保育料(3歳未満児のみ)	P. 11
	(1) 保育料の決定	
	(2) 保育料の変更	
	(3) 保育料の納付方法	
	(4) その他注意事項	
8	給食費(3歳以上児のみ)	P. 12
	(1) 給食の提供と費用について	
	(2) 給食費の納付方法	
	(3) その他注意事項	
9	延長保育	P. 13
	(1) 延長保育料(月額)	
	(2) 利用にかかる注意事項	
	(3) その他	
10	休日保育	P. 14
	(1) 利用時間	
	(2) 利用料金	
	(3) 申込方法	
11	利用決定後の手続き	P. 14～15

1 利用対象となる方

保護者全員が、就労等様々な事情で保育することが困難な状況（保育を必要とする事由）にある、小学校就学前の児童です。したがって、単に集団生活を経験させたい等の理由では利用できません。

また、保育園・認定こども園等と幼稚園に同時に在籍はできません（市外の保育園・認定こども園等の利用、長期休み利用等も含む。）。

利用にあたっては、千葉市内に住民登録があり、かつ実際に居住していることが条件となります。市外にお住まいの方又は市外の保育園・認定こども園等を利用希望の方は、9～10ページをご覧ください。

なお、利用可能な保育園等につきましては、資料「保育園・認定こども園等一覧」をご確認ください。

▽保育を必要とする事由と利用できる期間

事由	要件	利用できる期間（認定期間）
1. 就労	1 か月において、6 4 時間以上労働している場合 ※休憩時間を含めて計算します。 なお、通勤時間は除きます。	左の状態が継続すると見込まれる期間
2. 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もない場合	出産予定月とその前後2 か月の計5 か月 （多胎妊娠の場合は、出産予定月の前4 か月、 出産予定月、後2 か月の計7 か月）
3. 保護者の疾病・障害	病気やけが、あるいは心身に障害がある場合	左の状態が継続すると見込まれる期間
4. 親族等の介護・看護	その児童の家庭又は家庭外において、病気や心身に 障害のある親族がおり、長期にわたってその介護・ 看護にあたる場合（月6 4 時間以上）	左の状態が継続すると見込まれる期間
5. 災害復旧	火災や風水害、地震などの災害により家屋を失った り破損したりして、その復旧に当たる場合	災害復旧が完了すると見込まれる期間
6. 求職中	求職活動を継続的に行っている場合等	3 か月（★）
7. 就学・職業訓練	学校等に在学又は職業訓練を受けている場合 （月6 4 時間以上）	卒業予定日又は終了予定日が属する月の月末まで

★利用開始月の翌々月の末日時点で一定時間以上の就労をしていない等、保育の必要性を確認できない場合、利用取止めとなります。

※0 歳児の保育園・認定こども園等の利用は出産後満3 か月を経過した日の翌月より可能となります。

産休明け保育（生後5 7 日目より利用可能）は、保育園・認定こども園（地域型保育事業は含まない。）で利用できます。

2 保育の必要性の認定について

（1）保育の必要性の認定とは

平成2 7 年4 月から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもの教育・保育を保障するために「給付制度」が導入されました。保育園・認定こども園等を利用希望される際には、まず、お住まいの市区町村で保育の必要性についての認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。千葉市では、教育・保育給付認定申請手続きについて、保育園・認定こども園等の利用申請手続きと同時に行っていただきます。

ただし、認定こども園のうち、日中の教育時間帯のみの利用（教育認定）を希望される場合は、教育・保育給付認定申請の方法が異なりますので、利用を希望される認定こども園にご確認ください。

（２）教育・保育給付認定の種類

▽児童の年齢と、保育の必要性によって３つの認定区分があります。

保育の必要性	認定区分	対象となる子ども	利用できる主な園
あり	３号認定（保育認定） [保育標準時間・保育短時間]	満３歳未満で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする子ども	・保育園 ・認定こども園（保育認定枠） ・地域型保育事業
	２号認定（保育認定） [保育標準時間・保育短時間]	満３歳以上で保護者の労働や疾病等により、保育を必要とする就学前の子ども	・保育園 ・認定こども園（保育認定枠）
なし （「あり」でも申請可）	１号認定 （教育認定）	満３歳以上の就学前の子ども （２号認定を除く） ※利用開始月は園により異なります	・認定こども園（教育認定枠） ・幼稚園（給付制度対象園のみ）

（３）保育の必要量に応じた区分（利用できる時間）

２号認定又は３号認定を受ける方は、保育を必要とする時間（保護者の通勤、通学、介護等による移動時間も含む）によって「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の２つに認定区分が分かります。区分により、１日に保育園・認定こども園等を利用できる時間が異なります。

区分の判定は、提出していただく「保育の必要性を証する書類（就労証明書等）」をもとに決定します。複数の事由を合わせて保育標準時間となる場合はそれぞれの事由について、保育が必要であることを証明する書類の添付が必要です。

なお、認定された保育必要量は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるもので、原則として、認定された事由以外で利用することはできません。子どもの育成上の配慮の観点等から、**保育を必要とする時間帯で利用していただくようお願いします。**

▽保育時間

保育標準時間認定 … 週６日（月～土）、１日１１時間

保育短時間認定 … 週６日（月～土）、１日 ８時間

※土曜日の保育実施及び利用可能時間は園によって異なりますので、各園にご確認ください。

▽保育必要量の認定基準

事由	保育標準 時間認定	保育 短時間認定	保育の必要量の認定基準
１．就労	○	○	保育標準時間認定：原則月１２０時間以上の就労 保育短時間認定：原則月６４時間以上１２０時間未満の就労
２．妊娠・出産	○	○	保護者の希望による（標準時間認定/短時間認定のいずれかを選択）
３．保護者の疾病・障害	○	○	保護者の希望による（標準時間認定/短時間認定のいずれかを選択）
４．親族等の介護・看護	○	○	保育標準時間認定：原則月１２０時間以上の介護・看護 保育短時間認定：原則月６４時間以上１２０時間未満の介護・看護
５．災害復旧	○	○	保護者の希望による（標準時間認定/短時間認定のいずれかを選択）
６．求職中		○	
７．就学・職業訓練	○	○	保育標準時間認定：原則月１２０時間以上の就学・職業訓練 保育短時間認定：原則月６４時間以上１２０時間未満の就学・職業訓練

※事由１、４、７については月６４時間以上１２０時間未満でも従事時間帯等によって保育標準時間認定が可能な場合もあります。

（例えば、１日あたりの就労時間（通勤時間除く。）が８時間以下であっても、恒常的に通勤等に時間を要し、保育標準時間認定ではないと就業開始等に間に合わない場合など。）詳しくは第１希望の園が所在する区のこども家庭課へお問い合わせください。

※育児休業中で、上の児童がすでに保育園・認定こども園等に入所している場合の継続利用期間は、「保育短時間認定」となります。

- ※父母で保育の必要時間が「保育標準時間」と「保育短時間」とで異なる場合は、原則として「保育短時間認定」となります。
- ※必要に応じ、保育必要量の変更が可能な場合があります。変更を希望される月の前月末までに、現在ご利用中の園がある区の子ども家庭課に事前にご相談の上、お手続きください。遡っての変更はできませんのでご注意ください。
- ※教育・保育給付認定の決定は、申請受理後、概ね30日以内に通知します。ただし、申請が集中するなど審査に時間を要する場合、申請後30日を経過して通知することがあります。
- ※教育・保育給付認定を受けると、市より支給認定証が交付されます。支給認定証は、保育園・認定こども園等を利用する際、必要に応じて園に提示することとなりますので、破損・紛失等されないよう大切に保管してください。

3 利用申請・受付期間について

(1) 利用申請の流れ

申請は第1希望の保育園・認定こども園等のある区の子ども家庭課で受付します。(平日9:00~17:00)

※申請書の配布は各区子ども家庭課、千葉市のHP、各保育園・認定こども園等にて行っております。

① 保育園・認定こども園等への事前見学

お子さんやご家庭に合った園を選ぶため、利用申請の前に園の事前見学をおすすめしています。

園ごとに保育方針や保育内容、施設環境、園児の過ごし方などに特色があり、パンフレットやホームページだけでは伝わりにくい点もあります。また、実際に園を訪れることで、お子さんが楽しく過ごせそうか、保護者の皆様が安心して預けられる環境かどうかを、ご自身の目で確認することができます。お子さんやご家庭に合った園を見つけるために、ぜひ園見学をご活用ください(利用を検討している園が複数ある場合は、可能な範囲で園の見学をお願いします)。

※園によって利用可能時間や土曜保育の実施有無などに違いがありますので、希望先を決定する際には各園にご確認ください。

② 利用申請

申請は第1希望の保育園・認定こども園等のある区の子ども家庭課で受付します。

- ・郵送又は各区子ども家庭課窓口へ提出による受付となります。
- ・電子申請も可能です(不足書類がある場合、郵送又は窓口でご提出いただく必要があります。)

③ 教育・保育給付認定・選考

保育園・認定こども園等の受入可能人数を超える申請があった場合、各区子ども家庭課において、選考により利用者を決定します。選考は申請順や希望順ではなく、保育の必要性の高い方から利用の決定をします。第2希望以下の方が不利になることはありませんので、利用を希望する順番にご記入ください。申請書には、市内すべての施設から希望する施設を、最大30か所までご記入いただけます。ただし、利用内定となった場合、内定施設よりも希望順位の低い施設は審査いたしません。利用者の決定は、市が決めた利用選考基準に基づき、保育の必要性を点数化し、客観的かつ公平に行います。選考基準以外の特定の個人に対する加点等は、一切行っておりません(選考基準の詳細は、千葉市のHPでご確認ください。)

④ 選考結果の通知

各区子ども家庭課より保護者あてに通知します。また、利用が決まった保育園・認定こども園等で行われる説明会で、利用についての注意事項をご確認ください。

※直接契約施設(認定こども園・地域型保育事業)については、内定連絡後、速やかに保護者と園とで契約をしていただきます。

※待機されている方については、翌月以降も審査は継続となりますが、利用可能となるまで再通知いたしません。

⑤ 保育園・認定こども園等利用開始

(2) 申請方法と受付期間

(ア) 令和9年4月からの利用開始を希望される場合

選考時期	申請方法	受付期間	提出先	選考結果の通知時期
一次選考	・郵送(締切日 必着) ・各区こども家庭課 窓口	令和8年10月1日(木) ～令和8年11月13日(金) 17:00	第1希望の 園が所在す る区のこど も家庭課	令和9年1月中旬頃 (郵送)
	・電子申請	令和8年10月1日(木) 9:00 ～令和8年11月6日(金) 17:00		
二次選考 (※)	・郵送(締切日 必着) ・各区こども家庭課 窓口	令和8年11月16日(月) ～令和9年1月29日(金) 17:00		令和9年2月中旬頃 (郵送)

※一次選考の結果、保育園・認定こども園等の受け入れ枠に空きが出た場合は、二次選考を行います。

※二次選考では、電子申請を受け付けておりません。

※二次選考後、受け入れ枠に空きが出た場合、利用園が内定していない方を優先してあっせんさせていただく場合があります。

(イ) 年度途中(4月以外)での利用開始を希望される場合

申請方法	受付期間	提出先	選考結果の通知時期
・郵送(締切日 必着) ・各区こども家庭課 窓口	利用開始希望月の前々月の1日～前月10日 (10日が土・日、祝日の場合は翌開庁日まで)	第1希望の 園が所在す る区のこど も家庭課	利用開始希望月の 前月下旬頃
・電子申請	利用開始希望月の前々月の1日9:00～前月5日 (最終日5日は17:00までの受付)		

※年度ごとに申請が必要なため、令和9年4月(一次選考)と令和8年11月～令和9年3月の利用申請を同時に希望される場合は、令和9年度と令和8年度分の申請書・提出書類をご提出ください。ただし、令和9年4月(一次選考)の受付締切日は令和8年11月13日(金)、令和8年11月～令和9年3月の受付締切日は利用開始希望月の前月10日までとなっておりますので、受付期間にご注意ください。

(3) 申請書類提出時の注意事項

(ア) 不足書類があった場合には、こども家庭課よりご案内差し上げますので、受付期間内に必ずご提出ください。

(受付期間終了間際の提出の場合、不足書類のご案内については対応しかねます。余裕をもってご提出ください。)

(イ) 受付期間内にご提出いただけない場合は、申請の却下又は確認できる書類のみで採点を行い、選考します。

(ウ) 郵便事故については責任を負いかねます。書類の到着等が不安な方は配達証明等をご利用ください。

また、電話による書類の到着確認のお問合せは対応いたしかねます。あらかじめ、ご了承ください。

(エ) 申請書類の写しが必要な場合は、提出前にあらかじめコピーをお取りいただくようお願いいたします。

(4) 認定こども園の1号認定(教育認定枠)利用の申込みについて

申込みは、各認定こども園が窓口となります。詳しくは、各認定こども園にお問い合わせください。ただし、市立の認定こども園である「千城台東認定こども園」(若葉区)及び「幸認定こども園」(美浜区)の申込みについては、各園のある各区こども家庭課にて受付いたします。

4 利用申請、教育・保育給付認定の申請に必要な書類

申請には以下の書類が必要となります。提出書類の中には作成・準備に時間を要するものもありますので余裕を持ってご準備ください。また、必要な書類は、各家庭の状況によって異なります。不備のないよう確認の上ご提出ください。なお、申請期限までに提出書類が揃わない場合、教育・保育給付認定及び入所選考に影響が出る場合がありますのであらかじめご了承ください。また、申請書類の写しが必要な場合は提出前にあらかじめコピーをお取りいただくようお願いいたします。

☐ 提出書類・注意事項チェックリスト	☐ 保育を必要とする事由を確認するための書類（１）
☐ 教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用申請書	☐ マイナンバー（個人番号）申告書（２）
☐ 施設（事業）利用申請書補助票	☐ マイナンバー記載による確認書類（２）
☐ 施設（事業）利用に関する同意書	☐ その他状況に応じて必要な書類（３）

（１）保育を必要とする事由を確認するための書類

当てはまるものをご提出ください。対象となる方は、保護者及び１８歳以上６５歳未満（入所月の初日時点）の同居されている方全員です。（住民票上で世帯分離している場合でも必要です。）

▽事由ごとの必要書類

事由	提出書類		備考
１．就労（◆）	就労証明書（★） ※就労証明書の有効期間は、証明日から３か月間となります。 ※こども家庭庁の示す標準的な様式を利用いただいても差し支えありません。		雇用主の証明を受けてください。 自営業の場合は、就労証明書と併せて以下のうち、いずれか１点をご提出ください。 ・自営を証明するものの写し（営業許可証・開業届等） ・収入を証明するものの写し（前年分の確定申告書等）
２．妊娠・出産	母子手帳の写し（出産予定児童のもの）		母子手帳の表紙及び出産予定日の分かるページ
３．保護者の 疾病・障害	疾病の方	診断書	病名、治療期間及び保育が困難である旨の記載があるもの
	障害の方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し	該当するもの 氏名、障害名及び障害等級が分かるページ
４．親族等の 介護・看護（◆）	介護・看護を受ける方の診断書（又は障害者手帳等の写し）、及び介護・看護計画書等		診断書…介護・看護が必要である旨を要記載 介護・看護計画書等…従事時間が分かるもの
５．災害復旧	り災証明書		
６．求職中	承諾書（★）		求職活動中の取り扱いについてお読みの上、承諾書に自署又は記名押印してください。（保護者以外の同居されている方は除く。）
７．就学・職業 訓練（◆）	在学証明書（又は学生証の写し）及び時間割表（自作でも可）		３月に卒業予定の方は４月以降の証明書類も提出してください。

◆事由１、４、７については、月６４時間以上の従事時間が最低条件として必要となります。

★千葉市所定の様式があります。千葉市 HP からダウンロードするか、各区こども家庭課窓口にて入手してご利用ください。

様式 HP



(2) マイナンバー(個人番号)申告書及びマイナンバー記載による確認書類

社会保障や税、災害対策の各分野のうち法律や条例で定められた手続きに、マイナンバー（個人番号）の利用が開始され、保育園・認定こども園等の利用申請等に際し、マイナンバーの申告と本人確認が必要となりました。

○マイナンバー（個人番号）申告書

利用を希望する児童を含む世帯員全員について記入してください。

○マイナンバー記載による本人確認

マイナンバー（個人番号）申告書等を提出いただく際、申請者の番号確認と本人確認を行うことが義務付けられており、下記の確認書類が必要です。

個人番号確認書類 (以下のうち1点)	本人確認書類	
	写真付き身分証明（1点で可）	その他本人確認書類（2点必要）
☐ マイナンバーカード（裏面） ☐ 通知カード （記載された氏名、住所等が住民票に記載された事項と一致している場合のみ。） ☐ 個人番号が記載された住民票等	☐ マイナンバーカード（表面） ☐ 運転免許証又は運転経歴証明書 ☐ パスポート ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 在留カード又は特別永住者証明書 ☐ その他官公署発行の写真付き身分証明書で氏名及び、生年月日又は住所の記載があるもの	☐ 各種健康保険資格確認書（被保険者証） ☐ 年金手帳 ☐ 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当受給証明書 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ その他官公署からの発行書類で氏名及び、生年月日又は住所の記載があるもの

申請者（保護者）の上記確認書類（「個人番号確認書類」及び「本人確認書類」）は、申請者本人分のみで結構です。なお、郵送の場合は写しの提出、窓口持参の場合は原本の提示をお願いします。

(3) その他状況に応じて必要な書類（選考や保育料の決定をするために以下の書類が必要な場合があります。）

提出該当事由	提出書類	備考
これから生まれる子	・出生前の保育所等利用申込に関する誓約書兼同意書（★） ・母子手帳の写し （表紙及び出産予定日の分かるページ）	次の①又は②に該当する場合は内定が取り消しになります。 ①利用開始月の1日において子が満3か月を経過していない場合 ②産後休業又は育児休業から復職予定として支給認定を受け 産休明け保育の利用を希望し、かつ、利用開始月内において子が出生から57日未満である場合
ひとり親家庭	以下のうち、いずれか1点 ・児童扶養手当証書 ・戸籍全部事項証明書 ・遺族年金証書 ・独身証明書（外国籍の場合のみ）	家庭の状況によってはひとり親として取扱いできない場合があります。 戸籍全部事項証明書及び独身証明書については、発行後1か月以内の書類をご提出ください。
保護者が離婚調停中等で別居状態	・父母の居住状況に係る申立書（★） ・調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書等	離婚調停中等であることを明らかにできる書類をご提出ください。
幼稚園等に通うきょうだいがいる場合	① 保育料等の多子軽減に関する届出書 ② 在籍証明書 ③ 申立書	幼稚園等に通うきょうだいがいる場合は、①と② 生計が同一で別居のきょうだいがいる場合は、①と③をご提出ください。

★千葉市所定の様式があります。千葉市 HP からダウンロードするか、各区こども家庭課窓口にて入手してください。

提出該当事由	提出書類	備考
保護者が市内保育施設で保育士等として就労（予定含む。）	・保育士等就労に関する誓約書（★） ・保育士資格証等の写し	市内保育施設とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、預かり保育等を実施している幼稚園、千葉市保育ルーム認定施設、企業主導型保育事業を指します。 保育士等とは保育士、幼稚園教諭、保育教諭、職員配置基準上の保育士として勤務する看護師・准看護師、医療的ケアを実施する看護師・准看護師を指します。
保護者が市内子どもルーム等で指導員として就労（予定含む。）	・子どもルーム等指導員としての就労に関する誓約書（★） ・放課後児童支援員認定資格研修終了証の写し	市内子どもルームとは、子どもルーム及び放課後児童健全育成事業の届出事業者を指します。
保護者の内に海外在住者がいる場合	パスポートの写し（出入国が分かるページ） 出入国在留管理庁の発行する出入（帰）国記録	令和8年1月1日時点で千葉市に住民票がない場合は、海外の収入申告書の提出が必要です。
児童、又は児童と同一生計の方が障害者手帳等を所持している場合	・保育料等の軽減にかかる障害者手帳等の所持状況申告書（★） ・障害者手帳等の写し	障害者手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を指します。 また、国民年金の障害基礎年金の受給者及び特別児童扶養手当の対象児童も申告書の提出が必要です。
令和8年1月1日時点で千葉市に住民票がない保護者がいる場合（4月～8月利用申請）	令和8年度市民税・県民税課税証明書 （令和7年1月～12月分の総所得金額等・控除の内訳がわかるもの）	同居の祖父母などがいる場合は、父母の証明に加え、祖父母などの証明が必要な場合があります。
令和9年1月1日時点で千葉市に住民票がない保護者がいる場合（9月～3月利用申請）	令和9年度市民税・県民税課税証明書 （令和8年1月～12月分の総所得金額等・控除の内訳がわかるもの）	同居の祖父母などがいる場合は、父母の証明に加え、祖父母などの証明が必要な場合があります。
育児休業の延長に伴い入所選考順位の引き下げを希望する場合	育児休業の延長に伴う入所選考順位の係る届出（★）	育児休業の延長が可能である場合、他の保育所申請者（管外の申し込み者を含む）の後に選考することが希望できます。4月からの利用申請の場合は、二次選考から選考します。
医療的ケアを必要としている児童	・医療的ケアに関する主治医の意見書（★） ・医療的ケアが必要な児童の保育のめやす（★） ・医療的ケア依頼書（★） ・医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書（★）	申請前に幼保指導課（043-245-5727）または各区こども家庭課にご相談ください。
ファミリーシップ制度を利用している場合	以下のうち、いずれか1点 ※子の氏名、生年月日が記載されたもの ・パートナーシップ宣誓証明書の写し ・パートナーシップ宣誓証明カードの写し	パートナーシップ宣誓制度を利用し、かつ子に関する届出をしている場合、保護者として認定します。（パートナーシップ宣誓制度を利用していない場合でも保護者として認定できる場合がありますので、各区こども家庭課にご相談ください。）
千葉市外から転入予定の場合	・転入に関する誓約書（★） ・転入先が分かる書類	利用希望月の前月末までに本市へ住民登録が必要です。
認可外保育施設等を利用	認可外保育施設等の契約書又は領収書の写し （1月あたりの利用時間が64時間以上であることを確認できるもの）	認可外保育施設、ベビーシッター、幼稚園の実施する預かり保育、未就園児教室、ファミリーサポートセンター、乳児等通園支援事業、一時預かり（利用時間の合算可）、職場内託児所を利用している場合は左記の書類をご提出ください。（申請受付日から直近3か月以内の利用実績がある場合のみ）

★千葉市所定の様式があります。千葉市 HP からダウンロードするか、各区こども家庭課窓口にて入手してください。

※1 希望先の変更や追加、きょうだいで同時入所の条件変更や利用希望の取りやめの場合は、別途、届出が必要になります。

※2 幼稚園等を利用しているきょうだいがいる場合は、きょうだいの在籍証明書などの提出が必要になる場合があります。

5 申請される際の注意事項

(1) 地域型保育事業の受け入れ

地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）は0～2歳児クラスのみを受け入れとなり2歳児クラスで卒園となります。また、産休明け保育は行っておりません。

(2) 利用開始日

原則として各月の初日です。ただし、産休明けでの申請の場合は職場復帰日から、育児休業明けでの申請の場合は職場復帰日又は職場復帰日の属する月の初日からの利用になります。育児休業明けでの申請については次の(3)をご覧ください。

(3) 育児休業中の方の利用申請

育児休業取得中の方は、利用開始月に復職することを条件に、利用の申請をすることができます。

(ア) 現在取得している育児休業期間の終了に合わせて利用を希望される方

☞ 復職月からの利用希望として申請ができます

申請時：就労証明書をご提出いただき、育児休業の期間を確認させていただきます。

↓
利用開始後：育児休業期間から復帰したことの分かる就労証明書を改めて提出（提出期限：復帰から1か月以内）

【例】

4月 1日に復職（育休終了日：3月31日）→4月利用申請（利用開始日：4月 1日）

4月15日に復職（育休終了日：4月14日）→4月利用申請（利用開始日：4月 1日又は、4月15日）

4月15日から（月途中）の利用開始の保育料は日割りになります。←

5月 1日に復職（育休終了日：4月30日）→5月利用申請（利用開始日：5月 1日）

→ この場合、4月からの利用はできません。

(イ) 保育所・認定こども園等の利用内定次第、復職をお考えの方

☞ 利用内定に合わせて復職することを条件として申請ができます

申請時：就労証明書に育児休業の期間を証明いただくことに加えて、申請書補助票に利用内定に合わせて復職することを明らかにする

↓
利用内定後：育児休業期間を切り上げたことの分かる就労証明書を改めて提出（提出期限：復帰から1か月以内）

【例：申請時点で育休を8月31日まで取得していて、4月利用申請をする場合】

復職月からの利用が可能なので、通常9月利用申請の方となりますが、利用内定に合わせて復職することを勤務先と合意していれば、申請書補助票にその旨をご記入いただくことで、4月利用申請をすることもできます。上記のような申請を受付し、4月1日からの利用が内定した場合、4月中の復職を条件にご利用いただけるようになります。

復職日を確認するため、利用内定後に改めて就労証明書をご提出いただくことになります。

※就労証明書の有効期間は、証明日から3か月間となります。

※就労証明書（保護者記入欄を除く）は勤務先に証明していただくものとなります。保護者の方がご自身で記入された場合や追記等修正されたものにつきましては無効となりますので、ご注意ください。

(4) 保育園・認定こども園等への事前見学について

見学の予約や詳細については、各園にお問い合わせください。

また、見学実施にあたり、次のことについてご協力をお願いいたします。

(ア) 体調の確認

※体調不良時は、見学を延期するなどのご協力をお願いいたします。

(イ) 園内に立ち入る際の手指消毒の実施

(5) 個別に配慮が必要な可能性のある児童の面接について

申請書の受付後、「施設（事業）利用申請書補助票」から、児童の発育状況等を確認します。その結果、面接させていただく場合があります。面接の日程については、別途、区のこども家庭課よりご案内いたします。

(6) 障害児（要配慮）保育希望の方について

申請書の受付後、「施設（事業）利用申請書補助票」の「障害児（要配慮）保育希望」欄にチェックを入れていただいた方には、児童の発育状況等を確認するため、面接を実施します。面接の日程については、別途、区のこども家庭課よりご案内いたします。

※入園申請時点でお子さんに関わる書類（身体障害者手帳・診断書等）をご提出ください。

※障害児（要配慮）保育の希望がない方でも、面接を案内する場合があります。

(7) 医療的ケアを必要とされる方について

医療的ケアを必要とされる方につきましては申請前に幼保指導課（043-245-5727）または各区こども家庭課までご連絡ください。

集団保育の可否については、「千葉市障害児等保育審査指導委員会」で審査を行います。

なお、「千葉市障害児等保育審査指導委員会」は、年2回の開催（7月、12月）のため、実際の利用開始までお時間がかかることがありますのであらかじめご了承ください。

申請にあたり、児童の病状、医療的ケアの内容等を確認するため面接を実施します。面接の日程については、別途、区のこども家庭課または幼保指導課よりご案内いたします。

6 広域利用を希望する方

(1) 千葉市に住民登録のある方が市外の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合

(ア) 利用の要件

本市及び保育園・認定こども園等の所在する市区町村において、保育所等の利用要件を定めております。詳細については、入園を希望する保育園・認定こども園等の所在する市区町村の担当窓口及び住民登録のある区こども家庭課にご相談ください。

(イ) 申請手続きについて

受付場所	住民登録のある区こども家庭課
受付期間	入園を希望する保育園・認定こども園等の所在する市区町村によって異なりますので、当該市区町村へお問い合わせください。
必要書類	世帯の状況により異なります。入園を希望する保育園・認定こども園等の所在する市区町村の担当窓口及び住民登録のある区のこども家庭課へご確認ください。

(ウ) 市原市・四街道市の保育園・認定こども園等の利用を希望する方へ

「千葉市・市原市・四街道市による新たな広域連携」の取組みの一環として、「(ア) 利用の要件」を満たさない場合であっても申請が可能となります。

(2) 千葉市外に住民登録のある方が千葉市の保育園・認定こども園等の利用を希望する場合
(転入予定を除く)

(ア) 利用の要件

本市及び住民登録のある市区町村において、保育所等の利用要件を満たしている必要があります。詳細については、入園を希望する保育園・認定こども園等の所在する区のこども家庭課及び住民登録のある市区町村の担当窓口にご相談ください。

(イ) 申請手続きについて

受付場所	住民登録のある市区町村の担当窓口	
受付期間	4月一斉入所	令和8年11月16日(月)～令和9年1月29日(金)17:00(厳守) (二次選考のみ受付。 <u>ただし、次の条件に該当する方は、一次から受付。</u>) ■父母いずれかが保育士等※として、千葉市の管内保育施設(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、預かり保育等を実施している幼稚園、千葉市保育ルーム認定施設、企業主導型保育事業)で月64時間以上就労する方 ※保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、職員配置基準上の保育士として勤務する看護師・准看護師、医療的ケアを実施する看護師・准看護師を指します。
	5月～翌年3月入所	利用希望月の前々月1日～利用希望月の前月10日 (10日が土・日、祝日の場合は翌開庁日まで)
必要書類	世帯の状況により異なります。入園を希望する保育園・認定こども園等の所在する区のこども家庭課及び住民登録のある市区町村の担当窓口にご確認ください。	

《注意事項》

- ・本市在住の方を優先して審査するため、4月一斉入所の一次選考では市外在住の方の審査を行いません(保育士等を除く。)
- ・受付期間内に必要書類一式が本市区こども家庭課へ届かない場合、審査対象外となります。ご注意ください。
- ・お住まいの市区町村によって広域利用の受付期間が異なります。必ずお住まいの市区町村にご確認ください。

(ウ) 市原市・四街道市に住民登録がある方へ

「千葉市・市原市・四街道市による新たな広域連携」の取組みの一環として、「(ア) 利用の要件」を満たさない場合であっても申請が可能となります。

(エ) 千葉市へ転入または千葉市外へ転出予定の方へ

転出入を伴う場合、申請方法の異なる自治体がありますので、事前にお住まいの市区町村にお問い合わせください。

7 保育料（3歳未満児のみ）

保育に必要な経費のうち、一部を保育料として毎月ご負担いただきます。

（１）保育料の決定

保護者又は家計の主事者である祖父母等の市民税所得割額の合計に応じて、国が定める基準を上限として市が定めた料金表に基づいて決定します。保育料の額は「保育料決定（変更）通知書」にてお知らせいたします。

※政令指定都市においては、市民税所得割額の税率が8%ですが、保育料の算定における市民税所得割額は6%の税率を用いて算出します。保育料の詳細については料金表をご確認ください。

※千葉市が決定する保育料のほかに、園で徴収するものもあります。詳細につきましては各園にお問い合わせください。

（２）保育料の変更

税の修正申告により市民税所得割額が変更になった場合、世帯構成の変更（婚姻・離婚等）や、きょうだいの幼稚園等への入園（退園）、保育必要量が変更になる場合等には、保育料が変更になる場合がありますので、速やかに各区こども家庭課まで変更を届け出てください。

（３）保育料の納付方法

▽利用する園の種類により、支払先・支払方法が異なります。

園の種類		支払先	支払方法
保育園	公立 (公立の認定こども園含む。)	園のある市区町村	千葉市の園：原則として口座振替 千葉市外の園：園が所在する市区町村にお問い合わせください。
	私立	居住している市区町村	千葉市在住：原則として口座振替 千葉市外在住：お住まいの市区町村にお問い合わせください。
私立認定こども園		各園	各園にお問い合わせください。
地域型保育事業	小規模保育		
	家庭的保育		
	事業所内保育		

・ 口座振替の手続きや、振替日等、詳細については千葉市のHPへ（下記の二次元コードからアクセスできます。）

・ 納付期限：各月分、その月の最終日（土日祝日の場合、翌開庁日）

※納付期限までに納付の確認がとれないときは、督促状や催告書の送付のほか専門の徴収員よりご連絡させていただく場合があります。それでもなおご納付いただけない際は、子ども・子育て支援法及び地方税法等の法律に基づき財産の調査（金融機関や勤務先への照会等）や差押え等の滞納処分を行うことがあります。

※世帯に属する児童の保育料に滞納がある場合、入所選考において不利となることがあります。

（４）その他注意事項

千葉市 保育料



（ア）保育料は月額です。欠席されても基準の額をお支払いいただきます。

（イ）園によっては制服代や教材費、保護者会費等実費負担が必要となる場合があります。

詳細につきましては各園にお問い合わせください。

（ウ）保育料について、納付期限は支払先によって異なります。

やむをえず期限内の納付が厳しいご事情がある場合は、支払先にご相談ください。

（エ）要保護世帯等（※）の場合は保育料が軽減される場合があります。

詳細は各区こども家庭課にお問い合わせください。

（※）要保護世帯等…ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者、国民年金の障害基礎年金の受給者又は特別児童扶養手当の支給対象児童が同一の世帯に属する者

8 給食費（3歳以上児のみ）

3～5歳児クラスの児童の保育料については、国の方針において、令和元年10月から無償化していますが、給食費（主食費（ごはん）と副食費（おかず・おやつ代））について、別途お支払いいただきます。

主食や副食の給食提供の有無などについては、園によって異なりますので、ご注意ください。

なお、0～2歳児クラスの児童については、保育料に給食費が含まれているため、別途お支払いいただく必要はありません。

（1）給食の提供と費用について

▽利用する園により、給食提供の有無や金額が異なります。

園の種類		主食	副食	副食費
保育園	公立 (公立の認定こども園含む。)	提供	提供	各園にお問い合わせください。
	私立	各園により異なる。	提供	
私立認定こども園		各園により異なる。	各園により異なる。	

（2）給食費の納付方法

▽利用する園の種類により、支払先・支払方法が異なります。

園の種類		支払先	支払方法
保育園	公立 (公立の認定こども園含む。)	園のある市区町村	千葉市の園：原則として口座振替 千葉市外の園：園が所在する市区町村にお問い合わせください。
	私立	各園	各園にお問い合わせください。
私立認定こども園		各園	各園にお問い合わせください。

・口座振替の手続きや、振替日等、詳細については千葉市のHPへ（下記の二次元コードからアクセスできます。）

・納付期限：各月分、その月の最終日（土日祝日の場合、翌開庁日）

※納付期限までに納付の確認がとれない場合、督促状や催告書の送付のほか専門の徴収員よりご連絡させていただくことがあります。

千葉市 保育料



（3）その他注意事項

（ア）給食費は月額です。長期欠席の場合等の減免については取り扱いが園により異なります。

詳細については各園にお問い合わせください。

（イ）給食費について、納付期限は支払先によって異なります。

やむをえず期限内の納付が厳しいご事情がある場合は、支払先にご相談ください。

（ウ）要保護世帯等（※）の場合は副食費が免除される場合があります。（主食費の免除はありません。）

詳細は各区こども家庭課にお問い合わせください。

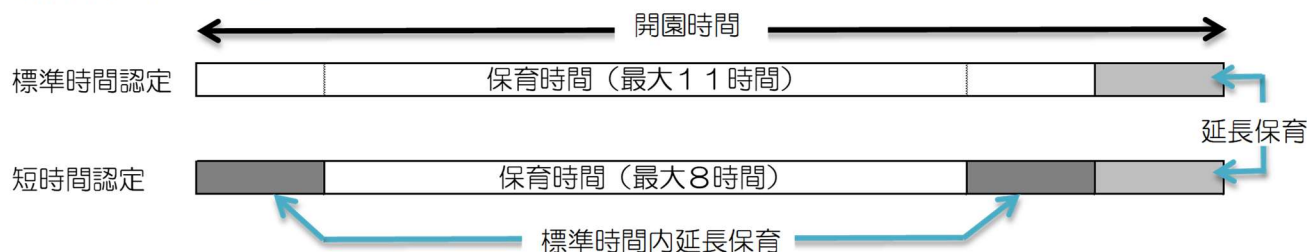
（※）要保護世帯等…ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者、国民年金の障害基礎年金の受給者又は特別児童扶養手当の支給対象児童が同一の世帯に属する者

9 延長保育

通常保育の時間内では保育が困難であり、通常保育の時間を超える時間に保育を真に必要としている児童を対象として延長保育事業を行っております。利用した場合、延長保育料を別途ご負担いただきます。

※実施していない園もありますので事前に「保育園・認定こども園等一覧」でご確認ください。また、令和14年4月（一部令和11年4月）より、延長保育の終了時間を「20時」から「19時」へ短縮する園がございますので、20時までの延長保育をご希望される場合は、「保育園・認定こども園等一覧」をご覧ください、利用希望期間内の延長保育実施状況のご確認をお願いします。申込みは各園で受付けます。詳細については各園にお問い合わせください。

【利用時間のイメージ】



（1）延長保育料（月額）

▽延長保育料は月額を基本としています。1か月の延長保育料は次のとおりです。

	1時間まで	2時間まで	3時間～
0～2歳児クラス	3,000円	6,000円	1時間ごとに3,000円
3～5歳児クラス	1,900円	3,800円	1時間ごとに1,900円

※土曜日に延長保育を利用する場合は、上記の延長保育料とは異なる場合があります。

詳細については各園にお問い合わせください。

※A・B階層（生活保護世帯及び住民税非課税世帯）の方は全額免除されます。

（2）利用にかかる注意事項

- （ア）延長保育料は申込みのあった月からご負担いただき、利用の停止の届けがない場合には、利用の有無にかかわらず納付していただく必要があります。
- （イ）1分でもお迎えに遅れた場合は、原則、延長保育料が発生します。あらかじめご承知おきください。
- （ウ）千葉市公立保育所をご利用の方は、原則、通常保育料と同じ口座から口座振替となります。民間の園をご利用の方は納付方法について園にご確認ください。
- （エ）上記の表は、千葉市の事業として延長保育を行っている園の料金表です。自主事業として延長保育を行っている園の料金につきましては、実施園にご確認ください。

（3）その他

- （ア）原則として延長保育の実施は平日のみですが、一部の園（園一覧参照）では土曜日においても標準時間終了後に延長保育を行っています。土曜日の延長保育を利用する際は料金が変わる場合がありますので、詳細については各園にお問い合わせください。
- （イ）原則として延長保育料は月額ですが、①電車（JR以外も含む。）の遅延時の取扱い、②電車の遅延以外の止むを得ない突発的な理由で月に1回のみ延長保育を利用した場合の取扱いは、園により異なります。詳細については各園にお問い合わせください。なお、千葉市公立保育所・公立こども園では、①の場合は料金を徴収せず、②の場合は別に定める1回分の料金を徴収します。

10 休日保育

保護者が就労等のため、日曜日・祝日等に保育を必要とする児童をお預かりしています。

※本市の保育園・認定こども園等（認可外保育施設は除きます）に入園している児童が対象です。

※実施園については千葉市 HP 等を参照ください。

※また、受入可否等の最新の状況は施設にご確認ください。

千葉市 休日保育



(1) 利用時間

日曜日・祝日・年末（12月29日～12月31日）の7:00～18:00

※ただし、1月1日～1月3日を除く。

(2) 利用料金

徴収しません。ただし、原則として、通常保育と合わせ1週間あたり6日を超える利用はできません。

※利用日の属する月曜日から土曜日の間に、登園しない日を1日設ける必要があります。

※日曜日利用については代替休園日（登園しない日。以下「代替休園日」という。）の設定が必要ですが、祝日については、週6日の保育量を超えることはないことから、代替休園日の設定は不要です。

(3) 申込方法

各実施園にお申込ください。また、現在入所している園へも利用希望の旨をお伝えください。

※定員により、ご希望に添えかねる場合があります。

11 利用決定後の手続きについて

利用決定後に家庭の状況に変化があった場合等、以下のお手続きが必要となりますので、利用が決定した園の所在する区のこども家庭課（又はお住まいの市区町村）へ申請・必要書類の提出等をお願いいたします。

申請手続きが遅れると、保育料や園の利用に影響が生じる場合がありますので、必ずご確認ください、教育・保育給付認定を受けたときの状況から変化があった場合は速やかにお手続きください。

▽各種申請

★千葉市所定の様式があります。千葉市 HP からダウンロードするか、各区こども家庭課窓口にて入手してください。

変更事項		必要な書類
家庭状況	市内転居	・教育・保育給付認定申請内容変更届（★）
	市外転出（※1）	・施設（事業）利用取止め届（★）
	結婚した	・教育・保育給付認定申請内容変更届（★） ・施設利用（事業）に関する同意書（★） ・結婚相手の保育をすることが困難な状況を確認する書類（就労証明書等） ・マイナンバー（個人番号）申告書（★） ※保育料算定にあたり、課税証明書の提出をお願いする場合があります。
	パートナーシップ宣誓し、ファミリーシップ制度を利用した	・パートナーシップ宣誓相手の保育をすることが困難な状況を確認する書類（就労証明書等） 以下のうち、いずれか1点 ※子の氏名、生年月日が記載されたもの ・パートナーシップ宣誓証明書の写し ・パートナーシップ宣誓証明カードの写し ※保育料算定にあたり、課税証明書の提出をお願いする場合があります。

変更事項		必要な書類
家庭状況	離婚調停かつ別居を開始した	・ 父母の居住状況に係る申立書（★） ・ 調停期日の呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書等
	離婚した	・ 教育・保育給付認定申請内容変更届（★） ・ 父母の居住状況に係る申立書（★） 以下のうち、いずれか１点 ・ 児童扶養手当証書 ・ 戸籍全部事項証明書（発行後１か月以内のもの） ・ 遺族年金証書 ・ 独身証明書 （外国籍の場合のみ。発行後１か月以内のもの）
	保護者、児童の氏名が変わった	・ 教育・保育給付認定申請内容変更届（★）
	その他同居する人に変更があった場合 （結婚はしていないが同棲を始めた、祖父母などと同居を始めた、ルームシェアを始めた等）	・ 教育・保育給付認定申請内容変更届（★） ・ 施設利用（事業）に関する同意書（★） ・ 新しく同居する方の保育をすることが困難な状況を確認する書類 ・ マイナンバー（個人番号）申告書（★） ・ 必要に応じた申立書
産休・育休	妊娠した	・ 教育・保育給付認定変更申請書（★） ・ 母子手帳の表紙及び出産予定日が分かるページの写し
	在園児のきょうだいの産前産後休暇に入る	上記と同じ
	在園児のきょうだいの育児休業に入る	・ 教育・保育給付認定変更申請書（★） ・ 育児休業申立書（★） ・ 就労証明書（★）（育児休業期間の記載のあるもの）
	育児休業から復職した	・ 教育・保育給付認定変更申請書（★） ・ 就労証明書（★）（育児休業期間の記載のあるもの）
就労	勤務先や勤務状況（勤務日数・時間等）が変わった	・ 教育・保育給付認定変更申請書（★） ・ 就労証明書（★）
	退職した	・ 教育・保育給付認定変更申請書（★） ・ 承諾書（★） （保育を必要とする事由が「求職中」に切り替わります）
転園	転園したい	・ 利用施設（事業）変更希望届（★）
退園	退園したい	・ 施設（事業）利用取止め届（★）
利用継続	来年度の継続利用申請	・ 施設（事業）利用現況届（※２）

- ※１ 教育・保育給付認定を受けている方が市外に転出した場合
原則、利用されている保育園・認定こども園等は利用取止めとなります。ただし、継続利用可能な場合もありますので、ご希望の場合は事前に各区こども家庭課までご相談ください。
- ※２ 保育園・認定こども園等継続利用の確認について
子ども・子育て支援新制度において、教育・保育給付認定を受けた方は、毎年９月頃に引き続き教育・保育給付認定を受けることができるか確認します。併せて、次年度以降の保育園・認定こども園等の利用確認のため、施設（事業）利用現況届及び継続利用に必要な書類を提出していただきますのであらかじめご了承ください。
- ※３ 就労証明書について、こども家庭庁の示す標準的な様式を利用いただいても差し支えありません。
- ※４ 上記に記載がない事項・必要な書類についてもお手続き・ご提出が必要となる場合がありますので、ご家庭の状況に変化があった場合は、各区こども家庭課へご相談ください。



子育て支援コンシェルジュに ご相談ください！



- ★相談窓口や電話でお話を伺い、それぞれのニーズに合った保育サービスをご案内します。
- ★保育園・認定こども園等に入所できなかった保護者の方に、必要な情報提供をいたします。
- ★保護者の方の立場に立って、さまざまな子育て支援サービスをわかりやすくご案内します。

保育園、幼稚園、こども園
どう違うんだろう

幼児教育・保育の無償化は
誰に質問すればいいのかな？

園の見学ではどんなところ
を確認すればいいの？

保育園に入れなかったので
他の預け先を教えてほしい

週2、3日で働きたいけど
預け先は

家の近くに親子で遊べる
ところがありますか？

自分が病院に行きたいときに
預け先はありますか？

育児の悩みはどこに
相談したらいいの？

産前、産後手伝ってくれる
方はいますか？

千葉市の子育て支援サービスは、
どんなものがありますか？



保育所の送迎など少しの間
子どもを見てほしい



☆お問い合わせは☆



各区保健福祉センター こども家庭課 子育て支援コンシェルジュ
利用したい保育施設が所在する区のコンシェルジュへ、お問い合わせください。

外出等で不在の場合もありますので、来所相談はお電話でご予約ください。

中央区：043-221-2149 若葉区：043-233-8186

花見川区：043-275-6421 緑区：043-292-8137

稲毛区：043-284-6137 美浜区：043-270-3150

★相談時間：平日9時00分～15時30分★



〈令和9年度クラス年齢〉

4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で誕生日を過ぎてもクラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生年月日
5歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
4歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
3歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
2歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
1歳児	令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日
0歳児	令和8年（2026年）4月2日以降

各区こども家庭課問い合わせ先

中央保健福祉センター こども家庭課 〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎043 (221) 2149 FAX043 (221) 2606	花見川保健福祉センター こども家庭課 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎043 (275) 6421 FAX043 (275) 6318	稲毛保健福祉センター こども家庭課 〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 ☎043 (284) 6137 FAX043 (284) 6182	若葉保健福祉センター こども家庭課 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎043 (233) 8186 FAX043 (233) 8178	緑保健福祉センター こども家庭課 〒266-8550 緑区鎌取町226-1 ☎043 (292) 8137 FAX043 (292) 8284	美浜保健福祉センター こども家庭課 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎043 (270) 3150 FAX043 (270) 3291
---	---	--	--	--	--

令和8年10月発行